

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761
携帯電話 090-3961-8578
E-mail toukai@oona-mieko.info

東海村防災会議会長及び委員

※条例により定められるが、おおむね都道府県防災会議参加者に準ずる

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、村長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が委嘱する者

(2) 茨城県の知事の部内の職員のうちから村長が委嘱する者

(3) 茨城県警察の警察官のうちから村長が委嘱する者

(4) ひたちなか・東海広域事務組合の職員のうちから村長が委嘱する者

(5) 村長がその部内の職員のうちから指名する者

(6) 教育長

(7) 消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が委嘱する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が委嘱する者

6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 5 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、本村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。



大名美恵子ニュース 668 号でご報告した昨年 12 月 27 日開催の防災会議記録に関し、「出席者が名前だけではどういう人が参加しているのかわからない」というご意見が出されました。肩書と名前を一致させることまでの準備はできませんでしたが、条例のご紹介をいたします。

尚、公明党：植木伸寿議員が委員になっていますが、防災士としての参加とのことです。

4 月 10 日開催の原子力問題調査特別委員会で、**請願「公表された東海村住民避難計画に複合災害時の対策を追加する決議の採択を求める請願」**の第 1 回審査の際、植木議員は、**請願の趣旨説明を行った請願者に、「複合災害に備えては、個人や自分の地域ごとで準備が求められるべきだがどう考えるか」と、質問。**

請願者は、「**原発事故は、大規模災害。国や県、市町村の責任で対策をとるべきだ**」と、回答。

大名は、「大地震に伴う原発事故発生が現実的で道路寸断により避難ができなくなり被曝する懸念が大きい。しかし『道路寸断による影響』について、『茨城県は複合災害への課題』にあげていない。また、内閣府主催の『第 14 回東海第二地域原子力防災協議会作業部会』で本村職員が、『自然災害によって道路が寸断されることで UPZ 外への避難ができなくなる場合があるが、このような点について、原子力災害対策指針に記載する方針か』と聞いたのに対し、規制庁は、『**指針には盛り込まず、必要に応じて、各自治体の地域防災計画、避難計画に盛り込まれるべきものだ**と理解している』と述べた。

これらから道路寸断への対応は、村独自に検討し盛り込む必要があると考えられが、**請願者はどう受け止めるか**」と、質問。

請願者は、「**道路補修のために必要な人材、機材を集めて工事をやるなども、きちんと考える必要がある**」と、述べました。